

第 2 8 1 回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和 7 年 5 月 7 日 (水) 1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 4 0
(途中, 16:30~16:33 まで公聴会開催のため中断)
- (2) 場 所 大島支庁本館 4 階 大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 第 2 1 期奄美大島海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について
(協議)
→会長：茂野委員
職務代理者第 1 位：奥田委員
職務代理者第 2 位：鳥居委員とする旨決定。
- (2) 奄美大島海区漁業調整委員会事務規定の一部改正について (協議)
→原案のとおり承認する旨決定。
- (3) ソデイカ漁業に係る委員会指示について (協議)
→原案のとおり承認する旨決定。
- (4) 奄美大島海区漁場計画の変更について (諮問)
→原案のとおり承認する旨決定。
- (5) 鹿児島県資源管理方針の変更について (諮問)
→原案のとおり承認する旨決定。
- (6) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について (報告)

令和7年5月7日午後3時00分開会

【開会】

山之内事務局長	それではただ今から、第281回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。 本日は、委員10名全員の出席をいただいております。奄美大島海区漁業調整委員会事務規程第7条第1項の規定により定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。 オブザーバーとして、農林水産部長の出口が出席しております。 本年度第1回目ということで出口部長の方から後ほどご挨拶申し上げます。
出口農林水産部長	皆様こんにちは。 大島支庁農林水産部長の出口です。どうぞよろしくお願い申し上げます。開会にあたりまして一言ご挨拶させていただきます。本日は委員の皆様、ご多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。 さて、奄美大島海区漁業調整委員会は今回が改選期に当たっておりまして、今回新たに3名の方に委員となっておりました。 当委員会は、委員10名で構成され、本日は、全員に御出席いただいております。 委員の皆様には、令和7年4月から令和11年3月までの4年間、漁場計画の作成や漁業権の免許、漁業調整規則に関する知事の諮問に対する答申、採捕や漁場に関する制限等に係る委員会指示の発出など、重要な責務を負っていただいております。 本日は、委員改選後初めての委員会ということで、「会長及び会長職務代理者の選出」を含む6件の議題についてご審議いただくこととしております。限られた時間ではございますが、皆様にはそれぞれのお立場で率直な御意見をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。 本日は最後までどうぞよろしくお願いいたします。

山之内事務局長	続きまして、今年改選になったということで、各委員の皆様のご紹介と事務局の方の紹介をさせていただきたいと思います。 それではまず、漁業者及び漁業従事者委員の方からの委員ということで、一番早くからを務めていただいております茂野委員でございます。 続きまして、奥田委員でございます。 第 19 期に漁業調整委員を務めていただき、今 21 期から再び委員を務めていただくことになりました阿多委員でございます。 続きまして、前田委員でございます。 続きまして山下委員でございます。 続きまして今期からということで竹山委員でございます。 次に、学識経験・中立委員として。 まずは、鳥居委員でございます。 続きまして、築地新委員でございます。 続きまして元山委員でございます。 本年 3 月まで鹿児島海区漁業調整委員会委員を務めておられ、今期から当海区委員を務めていただくことになりました。柳原委員でございます。 続きまして、事務局を紹介させていただきます。 さきほどご挨拶申し上げましたが、事務局のオブザーバーとして参加しております農林水産部長の出口でございます。 続いて、私が事務局長の山之内です。よろしくお願いします。 続いて、林務水産課の水産係のメンバーになります。宍道の後任として事務局次長及び水産係長に着任した加治屋でございます。 丸山の後任として事務局書記及び水産係に着任した内藤でございます。 村瀬の後任の市来でございます。 引き続きとなりますが福元でございます。 同じく引き続きとなりますが、寺岡でございます。 以上で、各委員および事務局職員の紹介を終わらせていただきます。
----------------	--

【議事 1 第 2 1 期奄美大島海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について（協議）】

山之内事務局長	それでは、議事に入ります。まずは第 1 号議案議事 1「第 21 期奄美大島海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について」を議題といたします。 まず、「会長の選出について」です。お手元の資料 1 の 1 ページを御覧ください。奄美大島海区漁業調整委員会事務規程でございます。 事務規程の第 3 条第 2 項において、会長の選出方法は委員が互選することと定められております。 ここで、会長選出のための議事を進行いただく座長を委員の中から選出したいと考えていますが、ご意見はないでしょうか。特にご意見がないようですので、よろしければ事務局一任ということでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
山之内事務局長	それでは事務局一任ということで決めさせていただきます。座長は茂野委員にお願いしたいと思います。 それでは茂野委員、よろしくお願いいたします。
茂野座長	それでは、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、当委員会事務規程の第 3 条第 2 項の規定により、会長は委員が互選することとなっております。 まず、選出の方法として、推薦、自薦、投票などが考えられますが、いかがいたしましょうか。
奥田委員	推薦はどうでしょうか。
茂野座長	推薦という意見がございましたが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし

茂野座長	それでは推薦をお願いします。
奥田委員	前会長の茂野拓真さんを会長にお願いしたいと思います。
茂野座長	ただいま奥田委員から茂野という意見がございましたが、他に推薦はございませんでしょうか。
各委員	異議なし
茂野座長	ないようですので、会長は茂野拓真としたいと思います。
各委員	異議なし
山之内事務局長	茂野委員，座長を務めていただきましてありがとうございます。 新会長より，一言いただきまして，議事の進行のほどよろしくをお願いします。
茂野会長	再び会長の任を拝しました茂野です。 4年間、新たな気持ちで委員の皆様、そして事務局の皆様と力を合わせて、奄美大島海区漁業調整委員会を努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。 それでは議事録署名者についてですが、資料1の1ページをご覧ください。 委員会事務規程の第11条で会長は会議の議事録を作成する。第12条で会長及び会長の指名する出席委員2人以上が、これに署名する。と規定されておりますので、私以外の2人については、私から指名させていただくということでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	それではご異議がないようですのでそのように決定をいたします。 今回の議事録署名者を奥田委員と元山委員と私の3名といたします。

茂野会長	それでは引き続きまして、議題１のうち、「会長職務代理者の選出について」を協議いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
内藤書記	事務局から説明させていただきます。 資料１の１ページをご覧ください。 当委員会事務規定第５条第２項の規定におきまして、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、委員をあらかじめ互選したものが定められた順序によりその職務を代理すると規定されております。 この規定に基づきまして、会長の職務代理者を委員の皆様に互選していただきたいと思います。 なお、ご参考までに申し上げますと、当委員会ではこれまで職務代理者の第２まで選出しており、慣例として職務代理者第１位を漁業者、漁業従事者委員からは、第２位を学識経験、中立委員からそれぞれ選出されております。 以上で説明を終わります。
茂野会長	ただいま事務局から説明がありましたが、職務代理者の選任は、委員の互選となっております。 これまでは、職務代理第１を漁業者、漁業従事者委員から、第２を学識経験、中立委員から各１名ずつ選出していたとのことです。選出方法についてご意見はございませんでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	ご異議がないようですので、 これまでどおりの選任方法で行いたいと思います。 推薦または事務局案を示してもらおうということでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
茂野会長	それでは、事務局の方からよろしくお願いします。
内藤書記	それでは、職務代理者の事務局案についてですが、職務代理

	者第 1 位は漁業，漁業従事者委員から委員を長年務めており、委員会に精通しておられる奥田委員に，職務代理者 2 位は学識経験，中立委員から、学識経験者として委員会に精通している鳥居委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
茂野会長	ただいま事務局から職務代理者第 1 位に奥田委員、2 位に鳥居委員と案がありました。よろしいでしょうか。
各位委員	異議なし。
茂野会長	それでは，ご異議がないようですので職務代理者第 1 を奥田委員、第 2 を鳥居委員とすることで決定をいたします。

【議事 2 奄美大島海区漁業調整委員会事務規定の一部改正について（協議）】

茂野会長	それでは次に、「議事 2 奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部改正について」を議題といたします。 この件は協議事項となっております。 それでは事務局から説明をお願いいたします。
内藤書記	「議事 2 奄美大島会長漁業調整委員会事務規程の一部改正について」事務局より説明させていただきます。 お手元の資料 2 をご覧ください。 資料 2 の 1 ページをご覧ください。1 の改正理由について説明させていただきます。本県には鹿児島・熊毛・奄美大島の 3 つの海区があり、県内の複数の海区に跨る漁業調整事項を処理する取りまとめ的な役割として、県連合海区が設置されています。奄美大島海区事務規定の第 14 条の県連合海区漁業調整委員会が設置された場合、当海区を代表する委員の選出方法及び任期が定められています。 任期について当海区を代表とする委員は 1 年とされているところ、鹿児島及び熊毛海区を代表とする委員の任期は 4 年となっており、3 海区間で任期の違いが生じていることから、それを統一するために、今回事務規定の改正についてお諮りするものでございます。 経緯については、記載している通り令和 3 年 1 月の委員会において、連合海区事務局から、当海区を代表する委員の任期が 1 年であるところを、他の海区に合わせて 4 年とするよう指導があり、委員からの異論がなければ、任期について事務規程の一部改正を次回委員会で諮りたいと説明し、特段の意見がなかったところでしたが、その後、一部改正について委員会に諮られないままとなっていたところです。 そのため、前回開催をした令和 7 年 2 月の当海区委員会において、事務局からこれまでの経緯について説明の上、現在の当海区事務規定に定める県連合海区委員の任期を、1 年から 4 年に改正する方向で調整を進めること。また、本来であれば、現行の事務規程に基づいて、令和 4 から 6 年度においても、毎年度、県連合会区委員会委員の選出にかかる協議を行うべきところ、令和 3 年 4 月に選任された 3 名の委員に引き続き用務に当たっていただいたことについて、令和 4 から 6 年度において

	も、再任されたものとして、取り扱うことについてご了承いただいたところです。 今回の当海区事務規定の改正について、県関係部局と調整を終え、承認があったことから、当海区を代表する県連合会区漁業調整員会の委員の任期を現行の１年から４年に改める事務規定の改正についてお諮りさせていただきたく存じ上げます。 ３ページの事務規程案をご覧ください。 第１４条第２項において、前項の委員の任期は４年とする。に改正するものです。５ページの新旧対照表ご覧ください。改正箇所については、下線の通りとなっております。 また、参考までに６ページから７ページには、鹿児島海区委員会の事務規定を記載しております。 ページが前後し恐縮ではございますが、１ページにお戻りください。４の施行期日については本日の委員会でご承認をいただければ、改正の内容について県公報に登載しますので、県公報登載日、施行期日としたいと思います。 最後に、参考として８ページから１１ページに、令和３年４月の委員会議事録の該当部分を、１２ページから１５ページに、令和７年の２月の委員会議事録の該当部分を掲載しております。説明は以上となります。
茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。 質疑もないようですので、議事２については原案のとおり承認することとして、よろしいでしょうか
各委員	異議なし
茂野会長	ご異議がないようですので議事についてはそのように決定することといたします。

【議事 3 ソデイカ漁業に係る委員会指示について（協議）】

茂野委員	次に「議事 3 ソデイカ漁業に係る委員会指示について」が議題となっておりますが、協議の内容に関連があるため、まずは県より令和 6 年度に実施したソデイカ旗流し漁業における立入検査結果の報告をあるようですので、県からの報告をお願いいたします。
村田 漁業調整係長	議長のご案内の通り議事の内容に関連がありますので、令和 6 年度に実施しましたソデイカ旗流し漁業における立入検査結果について報告させていただきます。 昨年度までの立ち入り検査の状況については、12 月と 2 月の当委員会において報告させていただいておりますが、新しい委員の方もいるため、改めて説明いたします。 奄美大島海区の委員会指示において、ソデイカ旗流し漁業で使用する旗本数には制限がございます。50 海里以内の操業であれば、30 本以内。50 海里以遠の操業であれば、50 本になります。これは予備も含めての旗数の制限となっております。 操業に関しては、禁止期間が設けられており、奄美海区では 6 月から 10 月までが禁止期間、11 月から操業開始となっておりますが、沖縄海区では、12 月からの操業開始ということで、11 月は沖縄海区は禁止期間となっております。 このことから、沖縄海区から奄美海区も禁止期間を合わせて欲しい。11 月を禁漁にして欲しいといった呼びかけがある一方で、沖縄県の一部の業者には、自らの海区の委員会指示を守らずに 11 月に奄美海区で出漁しているという状況がございました。 沖縄県や沖縄海区漁業調整委員会では、11 月の操業自粛について、自県の漁業者に対して、指導を行っているようですが、漁場の形成というものが喜界島周辺に北上していることも要因となっており、年々、沖縄県漁船が増加し、鹿児島県漁業者との漁場の競合なども発生している状況でありました。 このような状況については、知事が昨年 8 月に与論島を訪問した際に、与論町漁協の方から、沖縄との漁業調整について状況を聞かれ、県当局の方から奄美海区におけるソデイカ漁業についての現状や、今後の対応としての沖縄県との協議の継続と

指導の徹底等について説明したところです。

以上を踏まえ、昨年度は沖縄県との協議を進める一方で、沖縄県船に対する立入検査について重点的に実施してきたところです。

立入検査については、配布している資料の通りであります。資料については議場のみの配布とさせていただいております。喜界島の早町港に時化で沖縄県漁船が入港した時をとらえ、延べ4回、鹿児島県船11隻、沖縄県船15隻に対する立入り検査を実施し、委員会指示違反を7隻確認しています。

1月24日の検査では、17本の旗数超過、3月の検査では44本の超過が確認されたほか、漁具を茂みに隠蔽する状況も確認されたところです。この隠蔽に関しては鹿児島県の立入検査を警戒し、入港直後に船からおろして出港直前に積み込んでいるものと考えられます。

旗数オーバーの状況については、3月下旬に沖縄県庁に赴きまして、資源管理監の方から沖縄県水産課長に対して、委員会指示内容の周知及び徹底等、ソデイカ旗流し漁業のあり方の検討について、要請文を読み上げ、手交した後に協議を行いました。

沖縄県との協議においては、両県からそれぞれの立入検査の結果を報告し、今後の方向性について議論をしております。漁業調整や資源管理の方向性については両県ともに認識は一致したところでございます。

この協議において、鹿児島県から委員会指示に関する提案として、初犯の裏付け命令による抑止力向上について提案し、沖縄県も理解を示し、同調しての対応を了承しているところでございます。

具体的には、委員会指示は直接の罰則がないことから、委員会指示に従わない違反者がいる場合、1回目の違反の確認があった場合、まずは、奄美大島海区漁業調整委員会は、違反者に対して指示に従うように文書の指導を行います。この委員会の指導に従わずにまた、違反が確認された場合、2回目の違反確認ですが、委員会は、知事にその違反者に対して、指示に従うように命令を出すように申請を行います。これは知事に対して申請を行います。知事はこの委員会からの申請を受け、委員会の指示に従いなさいという内容の命令を違反者に発出します。

	これがいわゆる裏付け命令というものです。 この時点ですでに2回違反が確認されている状況ですが、この2回の違反をしたものが、知事からの裏付け命令を受けたにもかかわらず、さらに違反を行った場合、3回目の違反となりますが、その時に裏付け命令違反ということで漁業法第191条により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金、ということになります。 私どもはこの委員会指示に係る違反は3アウト制と言うように言っているところですが、このように3回の違反が確認された場合において、ようやく罰則が適用される流れになっております。このように全国的に見ても、委員会指示の罰則が適用された事例というのはほとんどない状況でございます。 このことから委員会が行う、指導文書の発出を経ずに、1回目の違反で、知事の裏付け命令を出せるよう、対応方針を今年度中に検討することとしております。 この内容につきましては沖縄県とも足並みをそろえて、検討する予定としておりまして、今後当委員会では協議をお願いしたいと考えております。 あわせて、この後に、大島支庁から説明がある委員会指示の内容についての議題ですが、委員会指示の期間を1年としているところを2年とすることで、この発出された裏付け命令の有効期間延ばすことで、抑止力を高めることとしております。簡単ではございますが、立入り検査の報告と、今後の対応に係る説明については以上になります。
茂野会長	報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
鳥居委員	詳しいご説明ありがとうございます。一点お伺いしますが、今回沖縄の方から、違反者が出てますけど、この中で2回目というのは、今のところいないという認識でよろしいでしょうか。というのが一点と厳重注意と始末書の基準の違いについて教えてください。
村田 漁業調整係長	2回目の違反が確認された方はいらっしゃいませんでした。また、厳重注意と始末書は内容についての違いはありません。

茂野会長	他にご質問かご意見はございませんでしょうか。
阿多委員	今の話は旗数についての取締りですか、それとも禁漁期間についての取締りですか、どちらの取締りのことかお聞きしたいと思います。
村田漁業調整係長	立入り検査は旗数についての確認を行っております。
阿多委員	現場の方からお聞きしたが、沖縄の方に聞くと、沖縄船は6月から11月までが禁漁で、鹿児島県の場合は、6月から10月までは禁漁ということで、沖縄の漁業者の方々が言うには沖縄県では禁漁でも、奄美海区では禁漁してないので、その期間はいけるんだということを言われて、11月から操業している方々が結構いるが、それに対しての奄美海区の対応というのは、法的に取り締まることはできないのか、お聞きしたい。
村田漁業調整係長	奄美海区の方では11月からは操業ができるということで、委員会指示のため、先ほど説明した通り、罰則の規定がないという状況です。 そうしたことから、沖縄の方が奄美海区に入ってきて操業する場合は奄美海区のルールに従うことになります。
茂野会長	奄美海区のルールに従おうとした場合、奄美は11月から、漁できるが、沖縄の船に関してはだめということで、前に確認したと思うんですけども。
村田漁業調整係長	だめではないという現状でございます。
阿多委員	この禁漁期間を沖縄県が設けるときにも、糸満の方にもアドバイザー、オブザーバーということで呼ばれた経緯があって、沖縄の方でも五分五分なんですよね。 この、禁漁をお送りしたっていうのは、だから与那原漁協とか漁協の方々が、11月から操業してるのは、向こうの方は大体、ある程度ですね。奄美海区の罰則とかないので行こうよということ押し寄せてきているんですけどね、何かそういう取締

	りができるような対策が、できたらいいなと思っております。何か事務局の方でもそういう対策がとられているとは思いますが、よろしくお願いします。
茂野会長	沖縄海区の方から奄美の各漁協に、文章が来ていて、沖縄の船に関しては、奄美海区で11月からしては困ると。沖縄の船に関しては12月から操業してくださいってということで、各漁協に文書が来ていると思うが、どうなのでしょう。
小路口技術主査	沖縄海区と奄美海区は漁期の開始が違いますので、基本的には属地的な指示になります。奄美で操業する場合は沖縄の方でも、奄美海区の指示に従う、沖縄海区の委員会指示であれば、沖縄のルールに従うというのが基本になります。 おっしゃる通り、沖縄船が、奄美で11月に操業しても、委員会指示違反ではございません。 ただ、一方で、昨年、漁場が競合する、トラブルも結構多く、旗数を守らない方も多いという話も聞いているので、まずは、現状の奄美海区の委員会指示の内容をしっかりと守っていただくというところに事務局の方では軸足を置いております。 ただ、今後、委員会指示だけではなく、何のための委員会指示なのかというと資源管理のための委員会指示ですので、資源状況を踏まえて、新たな指示の内容、それは漁期を合わせるのかなのか、届出制にして、隻数を管理してしっかり漁獲量の報告を行っていただくことなのか、様々な選択肢がございますので、そこは今年度事務局である大島支庁と一緒に浜回りをして、現場の皆様のご意見も伺い、次の一手というのを考えていきたいと考えております。まずは現状の委員会指示を守らせること。次の一手は浜回りを通して皆さんと一緒に検討していくこと。こういうふうに考えております。
茂野会長	他にご意見ございませんか。
柳原委員	禁漁期間について奄美海区が6月から10月、沖縄が11月までということだが、沖縄の方には奄美がこうなっているということは、十分周知されているのか。

小路口技術主査	これまで両海区で協議を進めてきた経緯もあり、その点については沖縄県、そして沖縄海区漁業調整委員会も、十分に承知している状況です。
柳原委員	基本的に禁漁期間が違うと、指導というのは難しいとは思いますが、なるべく一緒の期間であれば、対処しようがあるとは思いますが。ただいまの奄美の方で、6月から10月ですね。 今の段階ではもう、こういうことだからという、沖縄の方に、沖縄の方でも、奄美の実態について、漁業者の方、また指導して欲しい。というような指導要請というのは可能じゃないかと思います。よろしくお願いします。
茂野会長	この件に関しては海区の事務局同士、ずっと引き続き審議しているところですよ。奄美海区に何年か前に向こうから来ていただいたところですけども。重々わかってるということで、ただ、11月に合わせて欲しい。12月に合わせて欲しいというのはあるが奄美の場合はどうしても小型漁船が多くて、冷凍機とかも持たないので、同じようにすると奄美漁船はやっていけないということで、そういったことも含めて、協議してるところなんですよ。 向こうの方も重々理解していただいて、沖縄の海区としても、沖縄の漁民にそういう指導をしているという状況ではあるが、まだまだ事務局の方も引き続き指導、話し合いをしていただければいいかなと思います。
阿多委員	前に沖縄海区調整委員の方々と、茂野会長と一緒に応対したが、その時は向こうの委員会の方や県職員の方々が声をそろえて一応、禁漁期間は守るように指導させますということで、声高らかに、私たちの方にもそうしてもらったんですけど、それがなかなかできてないということで、今こういう問題が出てくるので、事務局の方々ももう少し声を上げてください。 なるべく沖縄海区の禁漁期間を守らせるように、努力してほしいと思っております。与論島の方も、実は、それが一番漁業者としての声が高いんです。 よろしくお願いします。

鳥居委員	やっぱり阿多さんが、おっしゃってましたが、委員から意見出たんですよ。ただ、奄美の海区のルールで考えると沖縄の人はこっちに来て、11月なんてほとんどそりゃだめじゃないってそういう、理解というか本当のようですので、このところは非常に難しいところですよ。沖縄の人が沖縄海区で11月であればそれは調整委員会指示違反ありますけど。こちらにきてやる分には、指示違反にはならないんですよ。そこがちょっと難しいところかなというところで、結局、ソデイカの値段が上がったものだから向こうからこっちに来て採算が合うようになってしまったのかな。背景にあるのかなと思うんですけど。なるべく遠慮してほしいという感じで要請するしかないのかなという感じではあります。ちょっと感想です。 はいありがとうございます。
村田漁業調整係長	今、委員の先生方からいただいたご意見の通りですね、事務局の方としては、私が説明した通り、3アウト制だったものを2アウト制にするということと、指示の期間を1年間から2年にする。今から協議されますが、そういったことで、まずは少し抑止力を高めていくと。 また次の一手というものも、承認制にしたりとか、いろいろあるが、1つ1つ手順を踏んで、進めていきたいと考えているところです。
茂野会長	はいありがとうございます。 それでは、議事3に移りたいと思います。 この件は協議事項となっております。 事務局から説明をお願いいたします。
内藤書記	それでは、議事3 ソデイカ漁業にかかる委員会指示について説明させていただきます。 資料3 ページの1-3をご覧ください。 ソデイカ漁業に係る委員会指示につきましては、平成7年に最初の指示を出してから、所要の改正を行いつつ、有効期間の更新を行って参りました。 現行の委員会指示の有効期間が、今年の5月31日で切れることに伴い、委員会指示の更新と、これに伴う承認取扱要領及び

取り扱い方針の改正を行うものでございます。

それでは、資料 1 ページをご覧ください。これまでの経緯となっておりますが、表にお示ししている通り、沖縄海区のソデイカ採捕に係る委員会指示等の調整を図るため、指示の有効期間はその時の状況に応じ、3 年もしくは 1 年としてきたところです。

2 ページをご覧ください。2 ページには、昨年度の沖縄海区の状況を掲載しております。沖縄海区においてはソデイカ採捕に係る委員会指示の更新に向けて、計 3 回協議がなされ、漁協や漁業者等の関係者の意向を調査するアンケートの結果を踏まえ、6 月から 11 月を禁漁期間とし、ソデイカはえ縄漁業を禁止とする指示が更新されたところです。

また、以前より、当海区委員会において喜界島沖で操業を行う。沖縄県所属漁船は旗数制限違反の嫌疑について問題提起がされていたことから、昨年度、鹿児島県による沖縄県所属漁船の立入検査を、喜界島早町漁港において実施しその結果を沖縄海区に共有したところです。

その内容については、令和 6 年 7 月に改正された沖縄海区委員会において報告がなされております。

次に、ソデイカ漁獲量の実績の統計資料について、3 ページから 5 ページに掲載されております。3 ページにつきましては、過去 5 年間の月ごとの漁獲実績になります。

漁獲量としては、令和 3 年から令和 6 年までの各シーズンのうち、軽石漂着の影響があった令和 3 から 4 年のシーズンを除き、いずれの年もソデイカ漁が解禁される 11 月が最も多くなっております。

4 ページをご覧ください。4 ページには各年ごとの奄美海区及び沖縄海区の漁獲量を示しております。令和 5 年は奄美、沖縄漁海区とも令和 4 年と比較し漁獲量が増加しています。

5 ページをご覧ください。奄美海区の漁獲金額等の推移を示しております。奄美海区ソデイカ漁獲金額、キロあたり平均単価のいずれも過去最高となっております。そして、委員会に先立ち管内各漁協と、奄美大島海区内でソデイカ漁業を実施する組合員が所属する管外の 2 漁協を対象に実施したアンケートの内容及び結果について、6 ページから 9 ページに掲載しております。6 ページをご覧ください。アンケート内容は、禁漁期間、

	旗流し漁業で使用する漁具の制限，はえ縄漁業に関するのと、その他意見を記載いただく内容となっています。アンケートの内容について、8 ページを御覧ください。まず、Q1 の禁漁期間については、現行の禁漁期間である 6 月から 10 月まででよいとの回答が 9 漁協から、その他として、奄美漁協から現行の禁漁期間より前 1 ヶ月を長くする 5 月から 10 月を禁漁とすべきとの回答がありました。 現行でよいとする理由としては、「現状で問題を感じていない」「11 月におけるソデイカ漁の収入は重要」や「以前の 7 月から 10 月禁漁に戻してほしいとの意見もあるものの、資源管理の観点から現行のままだと望ましい」、といったものでした。 なお、5 月から 10 月を禁漁とすべきと回答のあった漁協は当該漁協の組合員のちソデイカ旗流し漁を行う漁業者はいずれも、長く操業してもせいぜい 3 月くらいまでということで、それも踏まえて資源管理の観点から前 1 ヶ月を長くする禁漁期間を提案した。他の漁協の実状もあると思うので、委員会の判断にお任せするとのことでした。 次に、Q2 のソデイカ旗流し漁業の漁具の制限について、まず、Q2-1 の現行 50 海里内 30 本以内の旗等の本数については、全 10 漁協から現行どおりでよいとの回答がありました。 現行どおりでよいとの理由としては、適量と考えるため、現状で問題ないため、漁業者からの意見、制限が漁業者に定着している、これ以上本数が増えるとより漁場が狭くなるため、といった内容でした。なお、本数制限を行うならば厳しい罰則を設けるべきとの記載もございました。 そして、Q2-2 の現行 50 海里超 50 本以内の旗等の本数についても、全 10 漁協から現行どおりでよいとの回答がありました。現行どおりでよいとの理由としては、現状で問題ないため、漁業者からの意見。制限が漁業者に定着している、沖縄の漁船が多く現在でも間隔が狭いため、これ以上本数が増えるとより漁場がせまくなるため、といった内容でした。 次に、ソデイカはえ縄漁業について、まず、Q3-1 の承認制については、全 10 漁協から現行どおりはえ縄漁の禁止を継続すべきとの意見だったことから、その後の Q3-2 及び Q3-3 の回答はありませんでした。 現行どおりでよいとの理由は、はえ縄漁が行われるとはえ縄
--	---

が絡まったり漁場が荒らされるため、現状で問題ないため、漁業者の意見、旗流し操業が主流となっており、操業海域の混雑を防ぐためにも引き続き禁止すべき、沖縄海区もはえ縄漁を禁止しているため、といったものでした。

Q4 の自由意見では、ソデイカ旗流し漁業における 50 海里内 30 本以内、50 海里超 50 本以内という委員会指示を遵守していない漁業者が見られることから、罰則付きの規制の整備や監視の強化について検討すべき、沖縄海区委員会指示では 11 月を禁漁としているにも関わらず一部沖縄漁船が奄美大島管内で 11 月に操業を行っていることから、それを行わないようにしてほしい、といった意見がございました。

ここまでの説明を踏まえ、事務局としての改正案についての考え方について説明をさせていただきたいと思います。

10 ページの委員会指示（案）をご覧ください。指示番号を第 7－1 とし、日付は公報登載日、会長名については本日の議題 1 で決まった茂野会長名が入ります。

2 ソデイカはえ縄漁業の禁止について、令和 5 年まで承認制とされてきたソデイカはえ縄漁については、各漁協から、はえ縄漁が行われるとはえ縄が絡まったり漁場を荒らされる、旗流し操業が主流となっており操業海域の混雑を防ぐためにも引き続き禁止すべき、沖縄海区もはえ縄漁を禁止しているので引き続き禁止すべきとの回答があったことなどを踏まえ、引き続き禁止としています。

3 操業期間の制限について、現行、禁漁期間を 6 月から 10 月としていることについて、ほぼ全ての漁協から現行の禁漁期間を望む声があること。令和 4 年から 5 年のシーズンに初めて 6 月禁漁を実施してからまだ年数が浅いということで、引き続きまだ年数が浅いということで、引き続き成果を見ていく必要があること。11 月は例年漁獲量が多く、5 月においてもソデイカ旗流し漁業を主で行っている漁業者いることを踏まえると、11 月や 5 月を禁漁とすると当海区内の漁業者への影響が大きいことなどを考慮し、引き続き、現状の 6 月から 10 月を禁漁期間とする指示案としています。

4 漁具の制限については、50 海里内 30 本以内、50 海里超 50 本以内の旗等の本数とする旗流し漁業の漁具の制限について

	は、全ての漁協から現状どおりとの意見であったことを踏まえ、引き続き現在の委員会指示の内容をそのまま更新する指示案としています。 委員会指示の有効期間についてですが、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間となっております。 このことについては13ページをご覧ください。先ほど水産振興課から説明があったことの、繰り返しになってしまう部分もありますが、説明させていただきます。漁業法では、委員会指示違反者への罰則はありませんが、漁業法第120条8項から10項の手続きを経たのちに11項にある知事から委員会指示に従うべきことを命ずることができます。これを裏付け命令とよびます。その裏付け命令を違反したものに対しては罰則があります。裏付け命令の適用期間は委員会指示の有効期間内であることから、委員会指示の有効期間を2年間とすることによって、現行の1年間よりも延長し抑止力を高めたいと考えております。 委員会指示及びソデイカ漁業の承認取扱要領等の変更点については、14ページから15ページの新旧対照表をご覧ください。今回の変更点については、アンダーラインをしております。 議事3について説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
阿多委員	漁業者の方から、確認してきてくださいと、言われたのでお聞きしますが、6月からの禁漁になったいきさつ。令和4年のアンケート見ますと、8漁協のうち6漁協が現行のままということで、そういう6漁協がアンケートで現行のまま7月から10月までの禁漁ということで、アンケートの回答だったが、なぜか6月からの禁漁となった、そのいきさつについてお聞きしたいが、よろしいでしょうか。
加治屋事務局次長	当時の記録を確認しておりませんので、確認してお答えする形でもよろしいでしょうか。お時間いただければというふうに

阿多委員	思います。 なぜ、この質問したのかという一応 4 漁協は、6 月禁漁になる 3 年前から月 10 トンぐらいの水揚げがあり。6 月禁漁にした途端に、皆様の収入が減ったので、今でもまた 6 月まで操業したいという声が大分ありますので、できたら、6 月まで操業できるように、何とかできないのかということで、そういう声が多いものですから。 そのことをちょっと聞きたかったので、また、6 月まで操業させて欲しいということで、ご意見いただいたので皆さんに報告がてらどうかできるように、対処して欲しいと思います。
茂野会長	はい、わかりました。 これは事務局がまた経緯を調べてからですね、対応したいと思います。
加治屋事務局次長	そうですね。 ただ最近はやっぱり資源管理はやっぱり大事と漁業者の皆様も、おっしゃってるかなと思いますので、その辺の経緯に関しては、ちょっとお調べしますが、そのようないきさつもあろうかなというふうに感じます。以上です。
阿多委員	はいありがとうございます 資源管理も大切とは思いますが、資源管理といいながら、旗数が 30 本から 50 本になった本当に資源管理だったら、50 本を 40 本にするとか、30 本のまま行くとか。そういった方が一番の資源管理の方法だと思う。沖縄県の方はもう、100 海里を超えてどんどんどん、いっちゃうというのが現状だったんです。 しかも、漁業無線の方でも沖縄海区の方から、100 海里以上、超えて操業しないようにいつもいつも放送されていました。そういった関連で沖縄海区の方はですね、もうルールを無視しながら一生懸命採捕しようという状況で、資源管理という言葉だけが先走りして現状はもう、おかまいなしというふうになっていますので、そうしたところもところも検討しながら、皆さまも検討の方よろしくをお願いします。

鳥居委員	おそらく県の方はもうご存じだと思うが、令和５年度に沖縄県の資料を見ると、ソデイカに関するいろいろな資源調査やっていて、６月を禁漁することによって産卵できる親イカの量が１０％増えるというシミュレーションがあります。 ただ、結果としては、漁獲重量はあまり変わってない。親イカが増えているだろうと思う。それが漁獲に反映されてないけども、そのような推計もできていますね。なかなかこう禁漁してもその効果がどうなっているのかというのは、ぜひ鹿児島でも奄美海区でも、少しそういう数値なんかを出していただけるとです。ね、もしかしたら、ちょっと数取れないけれども、次に産卵した親イカの分も取れているんじゃないか、そういったことが示せるといいと思います。 なかなか簡単にはいきませんが。これも数値で示していただけると助かるかなと思います。
山下委員	沖縄船に対しての対応として、漁業法１２０条に書いている入漁権とかを行使するという方法も今後のやり方としてあるということなのか。
加治屋事務局次長	この漁業に関しては、自由漁業というものになりますので、そういった規制はないということで、ちょっと難しいかなというふうに考えます。
茂野会長	他に質問はございませんでしょうか。よろしいですか。 それでは質疑のないようですので議事３については原案通り指示することとしてよろしいでしょうか。
他委員	異議なし
茂野会長	よろしいですかそれではご異議がないようですので議事３についてはそのように決定することといたします。

【議事 4 奄美大島海区漁場計画の変更について（諮問）】

茂野会長	それでは次に「議事 4 奄美大島海区漁場計画の変更について」を議題といたします。 この件は諮問事項となっております。 それでは議事提出者である県から説明をお願いいたします。
小路口技術主査	議題 4、奄美大島海区漁場計画の変更についてご説明します。資料 4 の、1 ページをお開きください。 本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。 《諮問文読み上げ》 概要資料の方でご説明しますので、3 ページをお開きください。まず、目的等背景について合わせて説明させていただきます。まず海区の漁場計画についてですが、漁業法第 62 条に基づきまして、都道府県知事が 5 年ごとに定めるものと規定されております。この海区漁場計画を定めたのち、計画に即した漁業権を免許するということになっております。漁業の免許は、この海区漁場計画を事前に定める必要があるということでございます。通常ですと、漁業権の一斉切り換えのタイミングで定めるんですけども、海洋環境の変化や漁場利用の高度化を促進するということで、5 年の期間によらず、期中に海区漁場計画を変更して、漁業権の途中免許や免許内容の変更を行うことが可能となっております。なお、この海区漁場計画の変更については、策定と同じ手順を踏む必要があるということでございます。 今回は、瀬戸内漁協さんから、くろまぐろの天然種苗の漁業権の免許または免許内容の変更、これは漁業時期の変更の要望があり、奄美大島海区漁場計画の変更の諮問するものです。続きまして、2 の漁場計画の変更の概要についてです。 2 点あります。 4 ページに、変更箇所の記載がありますので、見比べるとわかりやすいかと思います。まず 1 点目、大特区魚第 16 号、瀬戸内漁協に免許している既存の漁業権の変更ということで、これは 4 ページの上の欄になりますが、11 月 1 日から翌年 6 月 30

日までの漁業の時期を1月1日から12月31日と周年に変更するものでございます。

これは新魚種の養殖をこの漁場で行いたいというご要望があり、具体的には沖縄の方では、盛んに養殖がされている魚種のスギの養殖をこの漁場で行いたいと。いう要望があつての変更になります。

2点目、大特区魚第33号。これは新規の漁場の免許となりますが、もともとと同じ区画に人工種苗の漁場を瀬戸内漁協に免許しています。本県ではくろまぐろの天然種苗と人工種苗は分けて免許しているので、人工種苗区画へかぶせて免許を行うというものです。

その場合は今後、漁業権の免許の際に改めて諮問を行います。その際に、人工種苗の生簀台数は、条件変更天然種苗の台数を減らすという形をとり、区画全体としては台数変更がない。いう形で、免許をしていきたいと考えております。変更点はこの2点になります。

続きまして3、パブリックコメントと公益協議の結果ということで、事前にこの2点の変更案について、2月26日から3月25日にかけて、利害関係者へのパブリックコメントを実施したところ、特段の意見はありませんでした。また、関係海上保安部、市町村へ航行上の支障や、地域調整等に係る公益協議を行ったところ、特段の支障がない旨の回答をいただいています。

続いて4、今後のスケジュールについて、本日、これは変更に係る海区への諮問と、公聴会も含めて、実施し、本日の公聴会と、委員会の方で、妥当との答申をいただければ、5月下旬にこの変更の公示と漁業権の免許の申請受け付けを1ヶ月間開始をする予定としております。

7月から8月に申請を受け付け、免許の諮問を改めて、本委員会に諮問し、10月に漁業権の変更または新たな漁業権の免許、そして行使規則の認可というふうにつなげていきたいというふうに考えております。

4、5ページは変更の箇所。7から9ページは、根拠法令をつけております。あと6ページは漁場図となっております。

この後、公聴会となりますが、この公聴会は漁業法第64条第5項に基づきまして、海区漁業調整委員会は公聴会を開催し、開都道府県知事へ答申するというふうに規定されていますので、

	公聴会の後にご審議をいただければと思います。 事務局からの説明は以上です。
茂野会長	説明が終わりましたが、質疑については、この後行われる予定の公聴会終了後に、お受けすることによってよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	公聴会は午後 4 時 30 分から開始予定となっておりますので、それまでは次以降の議題を進めていきたいと思っています。 《公聴会開会》
茂野会長	定刻になりましたので公聴会を開催したいと思います。初めに鹿児島回分事業調整委員会公聴会に関する手続規定第 6 条に基づき、公聴会の議長を選任したいと思います。私が議長ということによってよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	ご異議がないようですので、そのように決定いたします。それではここで、一時委員会を閉じて公聴会に入りますのでよろしくお願いいたします。 なお、公聴会は奄美大島海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規定に基づき、利害関係者の意見を聞く場であり、委員は同規定 8 条に基づき公聴会の発言者に対して質疑を行うことができます。ただし、同規程第 9 条により公聴会においては討論は行わず、また議案に対する賛成反対の意思表示は行わないものでありますので、念のため申し添えます。 それでは、定刻になりましたが、公聴会の出席が希望される方がございませんでしたので、これで公聴会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	ご異議がないようですのでそれでは委員会を再開いたしま

	す。 《公聴会閉会》
茂野会長	議事 4 奄美大島海区漁場計画の変更についてに関して、委員からご意見、ご質問はございませんでしょうか。
柳原議員	大特区魚 16 号の免許ですけど、11 月 1 日から 6 月 30 日まで期間限定の免許になっているが、こちらは何をする内容の養殖なのですか。
小路口技術主査	ここの漁場はカンパチの人工種苗の中間育成のための漁場と聞いております。 行使はマルハニチロが行っておりまして、人工種苗のために時期を限定した形で免許を受けていました。なお、このカンパチの事業は引き続き行うようですが、同じ漁場でスギの養殖を行いたいというご要望がありましたので、今回漁場計画を変更するものです。
柳原委員	内容的にはカンパチの人工種苗と、同じ区域でやろうという考え方ですね。それとあと 1 つかぶせ免許、これについてもう少し詳しく教えていただければと思うが、4 ページの漁場計画見た限りでは、どのような形になるのでしょうか。
小路口技術主査	まず漁場図としては資料の 6 ページに赤枠で中心部に 33 号魚 31 号がございます。元々、大特魚第 31 号の方には、人工種苗の免許がありました。 この同じ漁場に、天然種苗のための漁場を免許するということとでございます。台数は 83 台ということで、当然既存の 31 号の方は台数があるので、その分増えてしまうので、今後、条件の変更で 83 台分を減じ、今回大特魚第 33 号を新たに免許するという形をとっております。 現在、第 31 号が、180 台の人工種苗での免許になっています。そのため、今回第 33 号は 83 台分免許すると、人工種苗の第 31 号は 180 からマイナス 83 台分減らす形で条件変更して、そのまま、同じ漁場に 2 つの漁業権がある状況になります。

柳原委員	人工種苗と天然種苗の台数という形では区別される。
小路口技術主査	区別されます。 天然は 83 台、人工が 97 台ですね。
茂野会長	他にご質問はございませんか。 それでは質疑もないようですので議事 4 については、原案の通り定めることを適当とする旨答申してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	ご異議がないようですので議事 4 については原案の通り答申することと決定をいたします。

【議事 5 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）】

茂野会長	「議事 5 鹿児島県資源管理方針の変更について」を議題としたいと思います。この件は諮問事項となっています。議事提出者である県から説明をお願いいたします。
吉田水産技師	資料 5 をお手元にご用意ください。 本議題は諮問事項となりますので、まず諮問文を読み上げます。 《諮問文読み上げ》 では 2 ページをお開きください。別紙 1 からご説明をさせていただきます。初めに資源管理方針の変更についての概要について説明をいたします。 今回の変更点は 2 点ございます。まず 1 点目は、知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に向けて記載の変更を行いたいもの。2 つ目は、水産庁が作成する資源管理基本方針の変更に伴い、県方針の変更が必要になったものになります。 まず 1 点目の知事管理漁獲可能量の柔軟な運用についてです。本県におけるくろまぐろ小型魚、大型魚の漁獲可能量の運用については、国から追加配分等、他県から融通があった場合には、海区委員会に事後報告をすることとされていますが、県内の知事管理区分間、県内で言うと定置漁業とその他漁業の 2 つの知事管理区分間での融通また不等量交換、これは資料のこの (1) の下部の方、米印でつけているのですが、小型魚の漁獲枠を 1.47 倍して、大型魚への枠へと振り返ることができるという措置になります。 この不等量交換について、整理がされておらず、変更する前に、鹿児島・熊毛・奄美大島海区へ諮問をして、答申をいただかなければいけないこととなっています。 一方、太平洋くろまぐろについては、資源の回復に伴って、令和 7 管理年度、都道府県だと今年度の今年の 4 月からですね、小型魚 10%、大型魚 50%の増枠が行われ、本県の漁獲枠も増加をしています。そのため、県内知事管理区分間での融通といったところや、大型魚の来遊も近年増加傾向であることから、不等量交換の機会というもの、今後増加するものと考えられるため、より

	柔軟な漁獲可能量の運用について整理をしたいものとなっています。 運用の案については、下の2の通りです。 県内知事管理区分間の融通や不等量交換による知事管理漁獲可能量の変更については、クロマグロを採捕する水産団体等の同意を取得後速やかに実施することとしたいと考えています。この際、県の判断のみで恣意的に実施をしないというものとしてと考えております。また、上記の対応を行った場合、国や他県からの追加配分があった場合と同様に、関係海区委員会で事後報告とさせていただきたいと考えています。 ただし、各管理年度の漁獲枠の設定時の諮問、くろまぐろだと1月から2月ごろの海区になるとと思いますが、こちらの当初配分の諮問において、この上記対応する旨を諮問することとさせていただきたいと考えています。 この案を導入した際の効果は、次の通りになります。現状についてですが、先ほどもご説明をしたとおり、知事管理区分間での融通であったり、不等量交換による知事管理区分間の変更については、鹿児島・熊毛・奄美大島の3海区委員会に諮問をさせていただきます。3海区で答申をいただくことができれば、知事管理漁獲可能量の変更について、公表し、農林水産大臣へ報告した上で、変更に係る手続きは完了となりますが、3海区委員会で諮問する必要があるため、変更までに1ヶ月ほど時間を要することとなります。次のページ、お開きください。一方、この運用案を導入した場合は、知事漁獲可能量を変更する旨、クロマグロを採捕する水産団体等から同意をいただければ、その後、知事管理漁獲可能量の変更について公表、農林水産大臣へ報告をして、変更が完了となります。関係海区委員会へは、事後報告となりますので、変更後に開催される3海区委員会で報告をすることとなります。 このように、変更前に3海区委員会への諮問をする必要がなくなるため、変更にかかる期間が短縮され、漁獲状況に即した変更が可能となります。 変更内容については、次の通りです。くろまぐろ小型魚、別紙1-3の第3、くろまぐろ大型魚、別紙1-4の第3の記載に次の通り追記をしたいと考えています。 読み上げますと、また、県内知事管理区分間や不等量交換によ
--	---

	り、知事管理漁獲可能量が変更される場合は、あらかじめ鹿児島県、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に、意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。となります。 次に、国基本方針に伴う変更についてです。 今回、ぶりについては、令和7年4月、本県は7月となりますが、この4月より、TAC管理のステップ1というものの開始されていることから、国基本方針の別紙2に、このぶりは変更をされました。この変更を受け、県の方針についても、別紙3から別紙1に変更を行いました。しかし、前述の変更の後、国基本方針にじゃこの管理に関する記載が追記されたため、県方針も同様に追記を行うものとなります。 追記の内容については、次の通りです。 読み上げますと、養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。といったものになります。 変更内容については、5ページをお開きください。5ページに新旧対照表をつけております。こちらでご説明をさせていただきます。左側が改正後、右側が改正前となっています。 アンダーラインの部分、こちらが今回の変更内容で、上から順に説明をさせていただきますと、まず改正日は水産庁から承認をいただき、本県が告示をした日を記載いたします。 続いて別紙3、くろまぐろ小型魚のところですね。6ページの、くろまぐろ大型魚の第3、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準。のところに先ほど説明した知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に関する文言というのを追記しています。 また、ぶりに関しては、その下、別紙11の10のところに、こちらの第5、その他資源管理に関する重要事項内にもじゃこの管理に関する記載を追記しているところです。 溶け込み文については7ページ以降に添付しています。 3ページにお戻りください。今後の手続きとしましては、5月中に各海区漁業調整委員会へ諮問を行い、答申をいただくことができれば、農林水産大臣へ変更承認申請を提出。承認通知を受け取ったのち、県広報及びホームページにて公表して、変更に係る手続きというのが完了になります。 続いて、4ページの別紙2をお開きください。こちらは先ほど
--	--

	説明した、県資源管理方針のくろまぐろ小型魚、大型魚の変更内、予め鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聞いて定めた方法について、令和7管理年度における具体的な取り扱いを定めるものになります。 取り扱いの案としては、2の具体的な取り扱いによる、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚の知事管理区分間での融通及び不等量交換にて、知事管理漁獲可能量を変更する場合、クロマグロを漁獲する水産団体等の同意が出られた範囲内で数量を変更することとし、変更した場合は、県ホームページ及び県公報により、公表します。 そして、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告することとしたいと思っています。 また、前述の変更及び、すでに県資源管理方針に定められている国からの追加配分等による変更以外については、鹿児島・熊毛・奄美大島海区漁業調整委員会の意見を聞いて、変更することとさせていただきたいと考えています。 長くなりましたが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
茂野会長	説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。それでは質疑もないようですので議事5については、原案の通り定めることを適当とする旨、答申をしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
茂野会長	ご異議がないようですので議事5については、原案の通り答申することとして決定をいたします。

【議事 6 くろまぐろに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

茂野会長	それでは次に「議事 6 くろまぐろに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」を議題といたします。この件は報告事項となっております。 それでは議事提出者の県から説明をお願いいたします。
吉田水産技師	資料 6 をお手元にご用意ください。 1 ページをお開きください。くろまぐろに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について報告ということで、こちらは昨管理年度、令和 7 年 3 月 31 日までを期間とする令和 6 管理年度における漁獲可能量の運用について報告するものになります。 まず概要について今回は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までを期間とする令和 6 管理年度において、県の留保枠からの配分、石川県さんからの融通を受け、本県くろまぐろ漁業の管理区分に配分を行ったので、その報告となります。 具体的な内訳としては、県の留保から、小型魚 0.4 トンを配分し、石川県からは小型魚 2 トンを融通いただき。各管理区分への配分ルールとしては、概ね 1 割を県の留保とし残りの概ね 9 割を、平成 22 から 24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分で案分することを基本としつつ、可能な限り、直近の漁獲実績を反映することとしています。また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて、当該増加量を配分することとなっています。配分方法については、令和 2 年から 4 管理年度の漁獲実績をもとに、各管理区分に、次の比率、定置漁業対その他漁業が 79 対 21 の比率で配分をしており、今回譲渡いただいた分についても、同比率を適用しています。2 の配分結果をご覧ください。 小型魚は石川県からの融通及び県留保からの追加配分を合わせて 2.4 トンの追加となり、下半期の漁獲可能量に定置漁業 2 トン。その他くろまぐろ漁業に 0.4 トンの追加となりました。 変更後の漁獲可能量は、定置漁業が 21.9 トン、その他くろまぐろ漁業が 5.8 トンで、合計で 27.9 トンとなりました。 小型魚については、上半期下半期と漁期を分けていますので、内

茂野会長	訳を説明すると、定置漁業の上半期が 1.9 トン。下半期が 2 トンの追加があって、20 トン。その他くろまぐろ漁業の上半期が 0.5 トン、下半期に 0.4 トンの追加で 5.3 トンということになっています。今回の変更については、3 月 25 日付の県公報により、告示済みになっております。 資料には記載していませんが、令和 6 管理年度の漁獲実績としては、3 月 31 日時点で、定置漁業における大型魚は 14.7 トンの漁獲枠に対して、約 88%の消化率となる 12.9 トン。その他漁船漁業における大型魚は 8.4 トンの漁獲枠に対して 99.5%の消化率となる 8.4 トンとなっています。一方、定置漁業における小型魚は、21.9 トンの漁獲枠に対して約 96%の消化率となる 20.9 トン、その他漁船漁業における小型魚は 5.8 トンの漁獲枠に対して約 87%の消化率となる 5 トンとなりました。 以上で説明を終わります。 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 質疑がないようですので議事 6 についてはこれで終了いたします。
-------------	---

【その他・閉会】

茂野会長	次に「その他」ということでその他事務局や委員の方から何かございませんでしょうか。
内藤書記	次回の会議の日程について、6月18日から24日の間で予定をしております。 後日、日程調整の連絡を皆様に送らせていただきますので、回答のほどよろしく願いいたします。以上す。
茂野会長	委員の方から参加ございませんか。 特にないようですので以上で本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。
山之内事務局長	それでは以上をもちまして、第281回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。 ありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



奥田 忠廣



元山 公知

